

課題・背景

■災害発生時における行政機能等の確保の必要性

- 国や地方公共団体は、災害発生時に迅速に対応することが必要。
- 庁舎の被災により救難・救助や復旧に支障が生じないよう、庁舎の機能確保の考え方を整理すべき。

■東日本大震災における被害の特徴

- 東日本大震災では、沿岸部の官庁施設において津波による被害が顕著であり、また一部の官庁施設において長時間にわたる長周期地震動や地盤の液状化等による被害が見られた。

■災害時の被害を最小化する「減災」の考え方の導入

- 津波災害対策の緊急性に鑑み、既存施設における機能確保について具体的に示す。
- 「施設運用管理」(ソフト)と「施設整備」(ハード)が連携し、一体的に津波対策を推進することが不可欠なため、本答申では、施設運用管理上の対策についても示す。

基本的考え方

1. 津波対策

(レベル1津波:比較的発生頻度の高い津波 レベル2津波:最大クラスの津波)

■既存官庁施設の津波対策(新築によるか、改修によるかを含めて)の考え方を示す。

(1)機能確保の目標設定

- 全ての官庁施設において、いずれのレベルの津波においても在庁者の安全確保が最優先
- (レベル1津波) 津波の収束後に業務の早期再開が可能となること
- (レベル2津波) 防災拠点において、災害応急対策活動が可能となること

(2)既存官庁施設の現状把握・結果分析

- 津波防災に関する既存官庁施設(津波浸水地域内)の現状を速やかに把握することが必要

(3)津波対策の検討

- 津波対策は、「施設運用管理上の対策」、「施設整備上の対策」のいずれか又は組み合わせによる。
 - ①「施設運用管理上の対策」:在庁者の安全確保の検討を最優先に行うべき。また、災害応急対策活動の実施を可能にするため、代替拠点の確保、津波警報等発令時の初動体制などを考慮すべき。
 - ②「施設整備上の対策」:まずは改修による対策の検討が必要。
(一時避難場所、防災拠点となる室、設備機器等の上階への配置、構造体の耐浪性確保など)
 - ③上記①②でも目標達成できない場合:建て替え等の検討が必要
※上記①～③の検討には、ファシリティマネジメントの視点(官署の入れ替えなどを含めた視点)が必要

(4)津波対策の実施

- 「施設運用管理上の対策」は、できるだけ速やかに実施される必要がある。
- 「施設整備上の対策」は、計画的に実施する必要がある。
 - ①南海トラフの巨大地震等への緊急対策も必要。
 - ②対津波機能目標が施設運用管理上の対策を伴って達成されている施設については、津波に対する防災機能の確実性を高めるための対策を継続的に検討する必要がある。
- 地域ニーズ(一時的な避難施設、海拔表示等)に配慮した整備を行い、地域の津波防災に積極的に寄与する必要がある。

2. 地震対策の拡充

(1)長時間長周期地震動等の対策

- 長時間長周期地震動対策や地盤の液状化対策、天井や家具等の落下等防止対策の実施

3. 適切な使用・保全の推進

(1)確実な情報伝達の推進

- 災害時の避難誘導や災害応急対策活動のため、施設の防災機能等の情報を確実に伝達する

(2)保全指導等の推進

- 災害時の機能発揮のため、適正な保全のための取組を一層推進する

当面実施すべき施策

- 関連基準等の拡充(津波への対応の明確化など)
- 津波防災の視点を踏まえた意見書制度等の実施
- 既存官庁施設への「津波防災診断」の実施
- 各機関との情報共有の推進
- 施設運用管理(ソフト)と連携した施設整備の推進
- 地方公共団体等への情報提供等